農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（責任準備金の積立て） **第二十九条**　（略） ２・３　（略） ４　全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。 （青色申告書等の提出期間等） **第百七十五条**　法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあっては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始の日の属する年の前年までの期間とする。 ２　法第百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 ３　（略） ４　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年（法人にあっては、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）までの五年間に満たない保険資格者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。	（責任準備金の積立て） **第二十九条**　（略） ２・３　（略） ４　全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額及び法第百七十五条第二項第二号の資金の貸付けの額（特約補塡金に係る部分の額を除く。）の合計金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。 （青色申告書等の提出期間等） **第百七十五条**　法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、法第百七十七条第一項の規定による申込みの日（以下この章において「申込日」という。）の属する年の前年までの四年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の八十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあっては、同項の表の上欄に掲げる申込日の属する年の前年までの期間とする。 ２　法第百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、申込日の属する事業年度の前事業年度までの四年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 ３　（略） ４　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年の前年（法人にあっては、申込日の属する事業年度の前事業年度。以下この項において同じ。）までの四年間に満たない保険資格者にあっては、申込日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	割合
四年間	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
三年間	百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十

期間	割合
三年間	百分の七十八、百分の七十、百分の六十又は百分の五十
二年間	百分の七十五、百分の七十、百分の六十又は百分の五十